

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は20歳まで兄の健康保険の被扶養者になっていたが、20歳になったのをきっかけに、A市B区C支所で国民健康保険に加入し、国民年金にも加入した。手続及び保険料納付は母親がやってくれていた。

申立期間は国民年金手帳に「納付書によ」と押印がされていることから、母親が納付書で保険料を納めてくれていたと思うので、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達までの国民年金加入期間において未納は無いなど、申立人が婚姻するまでの保険料納付を行っていたとする母親、及び婚姻後の保険料納付を行っていた申立人自身の保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれ、かつ、申立期間は1年と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月23日に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳における昭和41年度国民年金印紙検認記録欄にはゴム印で押されたとみられる「納付書によ」の文字が確認でき、これは、申立期間当時使用されていた「納付書による納付」のゴム印の一部とみられる。この押印は申立期間の保険料が納付書により納付されたことを表すものとは言えないものの、加入手続時点において、A市で徴収することのできない過年度保険料について、納付書による納付を促すものと考えられる上、同市では過年度保険料の納付書を発行していたとしていることから、保険料の納付意識の高かった申立人の母親が、同市が発行した納付書により申立期間の保険料納付を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年3月まで

夫が国民年金に加入していたので、私も早く加入手続きをしなくてはならないと思い、昭和52年2月頃、市役所に勤める友人に同行してもらいA市役所で国民年金加入手続きを行い、遡って国民年金保険料を4万円弱納付した覚えがある。申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月頃、A市役所の窓口で国民年金加入手続きを行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出整理簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月頃に払い出されており、この頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、申立人が20歳に到達した48年*月に遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。

上記加入手続き時点を基準とすると、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間の保険料については、時効成立前であり、過年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人は、加入手続き時に納付した保険料の金額は4万円弱であったと思うとしているところ、加入手続き時点において、保険料を納付することが可能であった期間は、上記期間及び納付済みとされている昭和51年4月から52年3月までの期間であり、この期間の保険料額(3万3,300円)は申立人の主張する金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、昭和51年4月以降今日まで保険料の未納は無く、前納も行っているなど、納付意識は高いと考えられ、保険料の納付が可能であった

50年1月から51年3月までの期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年6月から49年12月までの期間については、加入手続時点において、既に時効が成立しており、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

義父が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、義父が義父自身、義母、夫の分と併せて自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。夫は保険料が納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年6月以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、保険料の未納は無く、かつ、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、義父が国民年金加入手続きを行ったとしているところ、申立人の戸籍の附票及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は婚姻前の昭和44年4月から同市B町で夫及び義父母と同居していたとみられる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年9月に払い出されていることから、この頃に加入手続きが行われたものとみられるなど、申立人の主張に矛盾は無い。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されている上、申立期間当時、申立人の保険料と併せて、義父が保険料を納付していたとする義父自身、義母及び夫については、申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、義父が申立人の申立期間の保険料を自宅に来ていた集金人に納付してくれていたとしているところ、A市によれば、申立期間当時、集金人による保険料の徴収が行われていたとしていることから、申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年3月まで

20歳になった時、両親がA県B市で私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も、婚姻（昭和43年2月）するまでの期間、両親が両親の分と一緒に納付してくれていた。両親は既に死亡しており、どのように保険料を納めていたか分からないが、申立期間について両親は納付済みとされているにもかかわらず、一緒に納付してくれていた私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く昭和40年4月から60歳到達までの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、かつ、申立期間は10か月と短期間である。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする両親の納付記録を見ると、いずれも国民年金制度発足の昭和36年4月以降の国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、両親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿等が無いことなどから、申立人の加入手続時期を推認することはできないものの、オンライン記録及び申立人が所持するA県発行の国民年金手帳によると、申立人の資格取得日は、昭和39年6月14日とされているほか、同手帳の昭和41年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、41年4月の保険料が同年6月24日に現年度納付されていることが確認できる。このため、申立期間は、国民年金加入期間となり、保険料納付が可能である上、この同年4月の保険料の納付日を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付

が可能であった。

加えて、前述のとおり、申立期間直後の昭和 40 年度以降の保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意識の高かった両親が、申立人の加入手続きを行いながら、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、当該期間の保険料も納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

会社退職（平成6年4月）後の私の国民年金加入手続、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続、及びこれら国民年金加入期間の保険料納付は、全て母親が行ってくれた。所持している年金手帳を見ると、同年4月21日までは厚生年金保険被保険者とされ、同日から同年5月10日まで国民年金の被保険者とされていることから、母親が厚生年金保険から国民年金の切替手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたはずだ。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成6年4月）後の国民年金加入手続、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続、及びこれら国民年金加入期間の保険料納付は、全て母親が行ってくれたとしているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人の主張するとおり、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われている上、申立人の納付記録を見ると、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

また、申立期間の保険料を納付したとする母親は、区役所担当窓口で加入手続を行うとともに申立期間の保険料を言われるままに納付し、その金額は1万円ぐらいであったとしているところ、申立期間の保険料額は1万1,100円であることから、母親が納付したとする保険料額と近似している。

さらに、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

母親が私と弟の国民年金の加入手続を行い、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から弟の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと聞いていた。婚姻(37年6月)後、会社員の妻は任意加入になると聞いたので、時期は覚えていないが、A市B区役所で国民年金の資格喪失手続を行った。その際に保険料が未納の月があると言われ、納付書をもらい自宅近くの金融機関で保険料を納付した。保険料月額は100円だったことを記憶している。保険料を納付したことを示すものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び加入後の保険料納付を行っていたとする母親の納付記録を見ると、任意加入被保険者として国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれ、かつ、申立期間は13か月と比較的短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和35年10月1日として36年3月13日にA市B区において払い出されており、母親が申立人の分と一緒に加入手続及び保険料納付を行っていたとする弟の国民年金手帳記号番号も申立人と同様に資格取得日を35年10月1日として申立人と連番で払い出されていることが確認できる。この弟の納付記録を見ると、昭和36年度の保険料は納付済みとされていることから、申立人及びその弟の加入手続を一緒に行った母親が、申立人のみ当該期間の保険料を未納としたとは考え難く、前述のとおり、

納付意識が高かった母親が当該期間の保険料を弟と一緒に納付したと考えるのも不自然ではない。

さらに、申立人は、婚姻（昭和 37 年 6 月）後、会社員の妻は任意加入になると聞いたので、時期は覚えていないが、A 市 B 区役所で国民年金の資格喪失手続きを行い、その際に保険料が未納の月があると言われ、納付書をもらい金融機関で保険料を納付したとしているところ、i) 申立人が所持する年金手帳を見ると、昭和 36 年度及び 37 年度の国民年金印紙検認記録のページの中央に「39. 2」の割り印が確認できることから、申立人が主張するとおり、婚姻後の 39 年 2 月頃に申立人の国民年金被保険者資格喪失手続きが行われたものと推認できること、ii) この資格喪失手続き時期を基準とすると、申立期間のうち 37 年 4 月の保険料は過年度保険料となり、当該保険料を納付することは可能であった上、当時同市では区役所で過年度納付書を発行していたとしていること、iii) 申立人が記憶している申立期間当時の保険料月額（100 円）と当時の保険料月額とは一致している上、過年度保険料は金融機関又は社会保険事務所（当時）でしか納付することはできなかったことから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。このため、申立人は、国民年金の資格喪失手続き後に申立期間のうち未納となっていた同年 4 月の保険料を過年度納付したと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

実母に国民年金の加入を勧められたので、私が夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の未納期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分と一緒に納付していた。納付時期や納付金額についてはっきりとした覚えは無いが、申立期間は、夫は納付済みとされているにもかかわらず、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、24か月と比較的短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおり、夫婦連番で資格取得日を昭和40年12月20日（夫は、厚生年金保険被保険者資格取得期間と重複していたため、平成7年5月18日に資格取得日を昭和41年2月15日に訂正。）として47年10月6日にA市B区に払い出されていることから、その頃に夫婦の加入手続が行われたものとみられる。

さらに、申立人は、加入手続後の保険料は自身が夫の分と一緒に納付していたとしているところ、夫の国民年金被保険者台帳を見ると、納付済みとされている申立期間の保険料は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中の49年1月頃に特例納付及び過年度納付を利用して納付されていることが確認できる上、申立人及びその夫の納付記録を見ると、申立人及びその夫共に申立期間を除く、加入手続が行われた昭和47年度から60歳到達の前月までの国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。このため、申立人が申立期間の保険料を夫の分のみ納付し、自身の分を納付しなかったとは考え難く、申立期間の保険料も申立人が夫の分と一緒に特例納付及び過年度納付を利用して納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から63年5月まで

私は会社を退職(昭和62年2月)した後、国民年金に加入していなかったが、63年5月か同年6月頃に、母親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。母親は、私が会社を退職後納めていなかった期間の国民年金保険料10万円ぐらいを同町役場の収入役窓口か同町役場内の金融機関出張所で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親の納付記録を見ると、任意加入被保険者として資格取得した昭和48年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)は全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月9日にA町において払い出されており、申立人の納付記録を見ると、同年4月から同年8月までの保険料が同年8月1日に現年度納付され、昭和63年6月の保険料も過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立人の国民年金加入手続時期は、平成2年7月頃に行われたものと推認され、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年2月21日とする事

務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、63年4月及び同年5月の保険料は過年度納付が可能であった。

加えて、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和63年6月から平成元年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、これら期間の過年度保険料（7万7,000円）及び前述の申立期間のうち、昭和63年4月及び同年5月の過年度納付が可能であった保険料（1万5,400円）をまとめて納付した場合の保険料額（9万2,400円）は母親が一括納付したと主張する金額（10万円ぐらい）と近似している。このため、申立人の加入手続を行い、納付意識の高かった母親が、過年度納付が可能であった、申立期間のうち、同年4月及び同年5月の保険料のみ未納としたとは考え難く、母親が当該期間の保険料も含めて過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和62年2月から63年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和62年2月から63年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から55年3月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、未納期間の国民年金保険料を遡って納付できる期間の納付書が届いたので、母親と相談して6万円か7万円ぐらいの保険料を一括納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く27年余りにわたる国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月21日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って53年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人の所持する年金手帳の記載内容及びC市の国民年金被保険者名簿とも符合する。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から55年3月までの保険料は、過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、保険料を遡って納付できる期間の納付書が届いたので、母親と相談して6万円か7万円ぐらいの保険料を一括納付したとしており、母親も申立人から遡って保険料を納付する相談を受け、保険料を申立人に用意したことは覚えているとしているところ、前述のとおり、過年度納付が可能であ

った、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料の納付に必要な金額は、7 万 2,360 円となり、申立人が一括納付したと主張する保険料額と近似していることから、納付意識の高かった申立人が、申立期間のうち、53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの期間は、学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象期間となり、制度上、国民年金加入手続の時点から遡って資格を取得することはできない上、申立人の資格取得日を基準とすると、学生であったとする 51 年 8 月から 53 年 3 月までの期間は、国民年金に未加入となることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年3月まで

私は、婚姻届（昭和49年3月）の提出を契機に国民年金に加入した。申立期間の保険料を含め遡って何回かにわたって納付したはずなのに、1年分しか納付済みとされていない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く37年余りにわたる国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には昭和49年4月8日発行と記載されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達時の47年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を含め遡って何回かにわたって納付したとしており、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和48年度の保険料が昭和50年8月20日に過年度納付されていることが確認できることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年11月9日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が15万円であったと認められることから、申立期間のうち、11年12月から12年9月までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から13年5月まで

ねんきん定期便に記載されているA社の標準報酬月額を確認したところ、同社に在籍した全期間の記録が実際と大きく相違していることに気付いた。当時の同社の給与支払明細書を転記したデータを提出するので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年12月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細データ（給与支払明細書に基づき作成）により、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る金額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、22年11月9日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、A社に係る別の申立てにおける調査の中で、申立期間のうち、平成11年12月から12年9月までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、11年12月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後12年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、A社の同僚21人の標準報酬月額も、申立人と同様に平成12年2月

10日付けで、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された賃金台帳等により、上記のとおり、申立人は当該期間において、減額訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成11年度から厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の事業主は、「申立期間当時、保険料の滞納が続き、社会保険事務所から標準報酬月額の減額について提示をいただき、先々のことを深く考えず同意し、決定通知書に従い納付した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成12年2月10日付けで行われた当該減額訂正処理は、事実即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額について、11年12月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年12月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万9,000円、申立期間②は39万4,000円、申立期間③は38万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成19年7月20日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書等により、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は39万

9,000円、申立期間②は39万4,000円、申立期間③は38万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年7月28日まで

私は、昭和38年4月1日からA社B支店で臨時補充員になったが、その期間の厚生年金保険の記録が無い。臨時補充員であった期間は月給制で保険料も控除されていた。同僚はA社C支店で臨時補充員であった期間について、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者記録が見付かったという。私も臨時補充員であった期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「在職証明書」及び申立人から提出された「人事異動通知書」により、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社B支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社は、申立期間当時、適用事業所に勤務していた臨時補充員については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた旨回答している。

さらに、申立期間当時、A社B支店において庶務、人事を担当していたとする上司は、「申立人は、申立期間においてA社B支店で臨時補充員として勤務していたと思う。臨時補充員は支店内での配属に関係なく、厚生年金保険の被保険者となっていたはず。」と証言している。

加えて、昭和 38 年に A 社 B 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 11 人のうち、連絡の取れた 4 人は、自らの記憶している臨時補充員であった期間と、厚生年金保険の被保険者記録が符合していると証言しており、このうち 2 人は、「臨時補充員は厚生年金保険に加入することになっていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された「人事異動通知書」に記載された、昭和 38 年 4 月 1 日の普通職群級別俸給表の記録により、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年1月5日まで

私は、昭和44年4月にA社に入社し、その後、関連会社のB社に異動したが、その間も勤務は継続していたので、年金記録に3か月の空白期間があることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和44年4月1日にA社に入社して以来、同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（45年1月5日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に昭和44年10月の定時決定の記録があることから、当該記録により2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和45年1月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 5230～5233（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月10日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支払明細書において確認できる賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件4件（別添一覧表参照）

愛知厚生年金 事案 5234～5240（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月10日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件7件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あつせん一覧表

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な 期間)及び標準賞与額
						平成20年7月10日
						標準賞与額
5230			男	昭和21年生		55万 円
5231			男	昭和50年生		49万 2,000円
5232			女	昭和59年生		37万 7,000円
5233			男	昭和54年生		40万 円
5234			男	昭和43年生		41万 円
5235			女	昭和45年生		36万 円
5236			男	昭和55年生		41万 円
5237			女	昭和30年生		41万 円
5238			男	昭和48年生		56万 円
5239			男	昭和41年生		62万 円
5240			男	昭和32年生		62万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年1月5日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、その後、関連会社のB社に異動したが、その間も勤務は継続していたので、年金記録に3か月の空白期間があることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和43年4月8日にA社に入社して以来、同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（45年1月5日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年9月の記録により3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和45年1月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から40年6月7日まで

昭和38年4月1日から52年3月31日までA社及び同社グループ企業間で継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、申立期間において、当社グループ企業内で継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いない。」と在職証明書において回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間の前後に申立人の被保険者記録が確認できる同社及びB社は、いずれも事業主及び所在地が同一のグループ企業であると認められる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の先頭のページに事務担当者として名前が記載されている同僚は、「申立人は、昭和38年4月から申立期間を含めて、私が退職した46年8月まで同じ場所で一緒に勤務していた。当時は次々と新規事業を立ち上げており、申立人は、これらの新規事業の立ち上げに携わっていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及び同社グループ企業間で継続して勤務し（同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、申立人が「当時のA社は、幾つもの新規事業を立ち上げており、一つの事業が軌道に乗れば、適用事業所として別会社にしていくような感じで、並行して事業を展開していた。私は、主に同社の仕事をしながら、B社の立ち上げにも携わっていた。同社が軌道に乗り、適用事業所として届出をすると同時に私も資格取得しているので、申立期間はA社の被保険者であったと思っている。給与は、ずっと同社からもらっていた。」と当時の勤務状況を具体的に証言しており、申立期間においてA社に継続して勤務していたことがうかがえることから、申立期間については、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年4月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主による申立てどおりの資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和39年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から40年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成10年9月は24万円、14年9月、15年9月及び同年12月は28万円、16年1月及び同年8月は26万円、同年11月は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の標準賞与額の記録については、申立期間②は45万円、申立期間③は33万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から16年12月まで
② 平成15年7月22日
③ 平成16年1月21日

ねんきん定期便の記録が、自分の持っている給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。また、平成15年度の賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成10年9月、14年9月、15年9月、同年12月、16年1月、同年8月及び同年11月については、申立人から提出された給与明細書又は「平成16年分の年間賃金台帳（給与の部）」により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書又は賃金台帳で確認できる保険料控除額又は給与支給額から、平成10年9月は24万円、14年9月、15年9月及び同年12月は28万円、16年1月及び同年8月は26万円、同年11月は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答が得られず、給与明細書又は賃金台帳で確認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間において一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成7年10月から10年8月までの期間、同年10月から14年8月までの期間、同年10月から15年8月までの期間、同年10月、同年11月、16年2月から同年7月までの期間、同年9月及び同年10月については、申立人から提出された給与明細書又は賃金台帳で確認できる保険料控除額又は給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成16年12月については、給与明細書及び賃金台帳の提出は無い上、申立人及び同僚は、「未払賃金立替払制度を利用した。」と証言しているところ、同制度を運用するB事業所によれば、「立替払金については、課税の対象となるが、厚生年金保険料は控除されない。」と回答しており、保険料が控除されなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②及び③については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人の賞与明細書で確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、申立期間②は45万円、申立期間③は33万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおりA社は適用事業所ではなくなっていることなどから確認できないが、同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚にも当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録には、申立人及び当該同僚の標準賞与額に係る記録が無く、いずれの機会にも社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32年2月から34年5月までは7,000円、同年6月から同年8月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から30年8月5日まで
② 昭和32年2月1日から34年9月15日まで

昭和28年9月に職人としてA社に入社し、B台風の前34年9月14日まで勤務した。工場長はC氏、上司はD氏、E氏及びF氏、営業にはG氏、事務員にはH氏(女性)、後輩にはI氏(義理の弟)がいた。結婚・独立(独立開業は、B台風の後の同年10月*日)のため、同年9月14日に退社した。30年8月5日から32年2月1日までは厚生年金保険の記録があるが、前後が不足しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「A社を退社した後、1か月ぐらいして独立開業(昭和34年10月*日)し、開業したのは、営業許可の申請をした数日後であった。」と主張しているところ、J市は、「申立人の営業許可申請は、昭和34年10月5日に行われている。」と回答していること、及び申立人が独立開業する時に手伝いに行ったと証言する複数の同僚が、「申立人が独立開業したのは気候のいい秋頃だった。A社を辞めて開業するまでは1か月ぐらいであった。開業時には奥さんがいたので、それより前に結婚したものと思われる。」と証言しており、当該複数の同僚の証言内容と申立人の主張内容が一致するこ

とから、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社において被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「申立人は職人で、他の複数の職人と同様に勤務しており、申立期間②においてもそれより以前と勤務形態、業務内容の変化は無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年1月の記録及び同僚の記録から、同年2月から34年5月までは7,000円、同年6月から同年8月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は連絡先が明らかでなく、当時の事務担当者は死亡しているなどのため確認できないが、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和32年2月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、昭和28年3月21日から32年4月15日までA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、「申立人とは4年ぐらい一緒に勤務した。」と証言していることから、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社の複数の同僚が、「入社して1年から2年後に厚生年金保険に加入している。最初は見習いで試用期間があった。」と証言している上、同じ日に被保険者資格を取得している同僚が多数確認できることから、当該期間当時、同社では、入社してもすぐに被保険者資格を取得させず、一定の期間に入社した者をまとめて資格取得させる取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、上記のとおり、A社は、既に適用事業所ではなくなっていることなどから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成19年12月は28万円、20年1月から同年8月までは30万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、平成20年9月については、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、同年9月についてその主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年9月の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成19年12月から20年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和42年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年11月から20年9月まで
ねんきん定期便を見て、A社における期間に係る標準報酬月額がおかしいことに気付いた。

私が保管する給料支払明細書により、総支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）が申立期間に係る標準報酬月額より高いことが確認できるので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年12月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が保管している給料支払明細書及びA社から提出された源泉徴収簿（以下「給料支払明細書等」という。）により、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額から、平成19年12月は28万円、20年1月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年11月25日に20万円から30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかし、給料支払明細書等により、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の報酬月額算定基礎届を誤った報酬月額で届出を行った。」として、申立人の標準報酬月額に係る届出の誤りを認めているとともに、平成20年9月については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年11月1日から同年12月1日までの期間については、給料支払明細書等から、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び総支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年1月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年4月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から10年1月31日まで

私は、A社に平成9年3月20日から10年3月末日まで勤務した。同年1月に経理担当者から、厚生年金保険に加入し続けることが難しくなったと聞き、同年1月31日から国民年金に加入したが、申立期間について厚生年金保険に加入していないとは聞いていない。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB健康保険組合の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年1月31日）の後の同年4月7日付けで、遡って9年4月30日と記録されているとともに、同社において、同様の処理が申立人を含む33人について行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成9年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日をB健康保険組合の資格喪失日から、10年1月31日に訂正することが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成9年4月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から同年12月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から19年8月まで

申立期間の標準報酬月額は、厚生年金基金の記録では32万円とされているが、厚生年金保険の被保険者記録では30万円とされており、相違していることが分かった。

また、申立期間における給与台帳において、32万円の標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されているので、当該期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年9月から同年11月までの期間及び19年3月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの保険料を納付したとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行して

いないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年12月から19年2月までの期間については、申立人から提出された給与台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間については、申立人の支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年1月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を24年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を23年1月から同年7月までは600円、同年8月は3,000円、24年10月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から同年9月30日まで
② 昭和24年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和22年3月27日にA社に入社し、同年12月に同社D支店から同社B支店に異動したが、厚生年金保険被保険者記録は、23年1月1日に同社D支店における資格を喪失し、同年9月30日に同社B支店で資格取得したことになっており、申立期間①が空白になっている。

また、昭和24年10月31日にA社B支店における資格を喪失し、同年11月1日に同社C支店で資格取得したことになっており、申立期間②が空白になっている。

しかし、私はA社に昭和22年3月27日に入社し、58年11月30日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る職歴証明書、事業所回答書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(同社D支店から同社B支店に異動、同社同支店から同社C支店に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された事業所回答書によると、申立人は、昭和22年12

月16日付けで同社D支店から同社B支店への異動を発令されたこと、及び24年10月31日付けで同社同支店から同社C支店への異動を発令されたことが確認できることから、申立期間①については同社B支店における資格取得日に係る記録を、申立期間②については同社C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年9月の記録及び同社C支店における厚生年金保険被保険者名簿の24年11月の記録から、23年1月から同年7月までは600円、同年8月は3,000円、24年10月は6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（42万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を42万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

私の年金記録を確認したところ、A社における平成17年6月支給の賞与記録が抜けていることが分かった。私が保管している賞与明細書で、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与記録を年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（42万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成18年9月から19年1月までは13万4,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月から同年8月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月から19年8月まで

申立期間について、私の標準報酬月額は、実際に支給された給与額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年9月から19年1月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成18年9月から19年1月までは13万4,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月から同年8月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年6月から同年8月までの期間及び19年2月については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5252

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和37年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和37年2月及び同年3月の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月1日から38年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を37年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年7月までは1万8,000円、同年8月から38年2月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から38年3月21日まで

私は、昭和36年8月にA社に入社し、39年6月に親会社であるB社を退社するまで継続して勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、途中が抜けて空白となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和37年2月28日とされている。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の被保険者12人のうち、申立人を含む5人の資格喪失日は、いずれも昭和37年4月1日と記録されていることが確認できるところ、オンライン記録では、当該5人のうち、申立人を含む3人が同年2月28日、1人が同年4月1日に被保険者資格を喪失したものと記録されており、残る1人はオンライン記録上に被保険者記

録が確認できない。

また、事業所台帳によると、A社は、昭和37年2月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨が記録されているものの、当該日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている適用事業所ではなくなった日(同年2月28日)とは符合しない上、当該事業所台帳における同社の記録は、通常、適用事業所ではなくなった場合に二重線で削除されるべきところ、当該処理がなされておらず、社会保険事務所(当時)の同社に係る年金記録の管理に不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和37年4月1日であると認められる。

また、昭和37年2月28日から同年4月1日までの標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年1月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和37年4月1日から38年3月21日までの期間については、当該期間にB社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が「申立人は、当該期間にB社に勤務していた。」と証言していること、このうちの1人が「A社及びB社の給与計算は、両社の分を同社が行っていた。」と証言していること、及びA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において両社の事業主が同じであることが確認できることから判断して、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し(A社からB社に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、上述のとおり、申立人は、昭和37年4月1日までA社において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、当該期間については、B社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年3月の記録及び同職種の同僚の記録から、37年4月から同年7月までは1万8,000円、同年8月から38年2月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に解散しており、事業主にも確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を昭和38年3月21日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年4月から38年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5253

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

私は、A事業所B支店で昭和59年7月31日まで勤務していたが、同年7月の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる就労明細簿、申立人から提出された同事業所B支店に係る在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、同支店に昭和59年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該就労明細簿で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和59年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年8月までの期間及び52年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から48年8月まで
② 昭和52年11月から53年3月まで

昭和52年11月に勤めていた会社が倒産したので、A市役所で国民年金加入手続を行った。20歳の時は学生だったので国民年金保険料を免除されていたが、未納分の保険料を一括納付できると加入手続の際に勧められ、7万円から8万円の保険料を同市役所で納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に勤めていた会社が倒産したので、A市役所で国民年金加入手続を行い、同手続の際に未納分の保険料を一括で納付したとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は55年6月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。

また、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和52年11月とされていることから、申立期間①については国民年金に未加入であり、保険料を遡って納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②については、上記加入手続時期（昭和55年6月頃）が第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）の最終月であったことから、当月中であれば、既に時効が成立していた当該期間について、この特

例納付を利用することにより保険料を納付することは可能であった。しかし、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年6月の加入手続時点で過年度納付が可能であった53年4月から55年3月までの保険料について同年8月に一括納付していることが確認でき、当該納付が行われた時点では第3回特例納付は既に終了していたことから、申立期間②の保険料を特例納付したとは考え難い上、同市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間②の保険料の納付があったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、上記過年度納付されている期間の保険料額は7万2,360円となることから、申立人が加入手続の際に遡って7万円から8万円の保険料を納付したとする記憶は、当該期間の保険料納付を指しているとも考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年7月までの期間及び61年7月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から同年7月まで
② 昭和61年7月から62年2月まで

厚生年金保険及び健康保険の資格を喪失した場合は、国民年金及び国民健康保険に強制加入となることを父親から教えてもらっており、申立期間当時、A市役所の窓口で国民年金加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付したことを覚えている。その後は、銀行振込の手続をして保険料を納付した。社会人になってから未納など一度たりともしておらず、現在まで真面目に保険料を納付してきたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格喪失後は国民年金に加入して保険料を納めておくようにと父親から聞いていたため、A市役所の窓口で加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、国民年金手帳の受領、納付金額等の記憶は曖昧であり、父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立期間①当時申立人は20歳未満であったことから、国民年金の制度上、加入手続及び保険料納付を行うことはできなかった。

さらに、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の番号の被保険者のオンライン記録における加入状況から、平成7年10月頃にB市において行われたとみられ、被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年10月21日とされていることから、申立期間②は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかった。

と考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

私は申立期間当時、自営だった実家の手伝いをしており、20歳になった直後の昭和49年*月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納めていたはずである。当時実家の両親も国民年金に加入しており、未納期間は一度も無かった。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年*月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年*月以降の保険料を実家の近くにあったB銀行C支店において納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、53年11月であることが確認でき、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した49年*月に遡って被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時期は、第3回特例納付が実施されていた期間（昭和53年7月から55年6月まで）であったことから、当該特例納付制度を利用することによって、既に時効が成立していた申立期間の保険料を納付することは可能ではあったものの、申立人は当該特例納付制度について一切知らないとしていることから、特例納付により遡って納付したとも考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録同様、申立期間は未納とされ

ていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成2年9月までの国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成2年9月まで

私は、昭和59年4月にA市に転居し、20歳になってすぐに同市で国民年金の加入手続を行った。当時学生で金銭的余裕がなかったことから国民年金の免除申請を行い、2、3回免除申請承認のハガキが送られてきたことを記憶している。また、申立期間のうち、61年6月から平成2年9月までのB市及びC町に居住していた期間は、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が申請免除及び納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐにA市役所で国民年金の加入手続と併せて免除申請申請手続を行い、同市に居住していた期間は、2、3回申請免除の承認を受けており、同市から転出した後の昭和61年6月から平成2年9月までのB市及びC町に居住していた期間は、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付したとしているところ、i) 申立人は、加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、免除申請手続の実施回数、その時期及び申請免除期間についての明確な記憶は無い上、申立人は、加入手続時においては学生であったとしていることから、任意加入対象者となり、制度上、免除申請の対象者とはなり得ないこと、ii) 同市及び同町に転入後の国民年金に係る住所変更手続時期、同市及び同町における保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続状況、免除申請手続状況及び保険料の納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、C町において資格取得日を平成2年

10月1日として3年5月18日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、同町の国民年金被保険者名簿の摘要欄に「(2.10.1 学生でなくなった) 適用もれ 3年5月18日加入届」と記載されていることから、申立人の初めての加入手続は同年5月18日に同町において行われたものとみられる。この資格取得日については、B市及び同町の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日と申立人が所持する年金手帳に記載されている初めて上記被保険者となった日とも一致する上、申立人が申立期間当時居住していたA市及びB市D区において、申立人が国民年金に加入し、申請免除又は保険料が納付されていたことをうかがわせる記録は存在しないこととも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間において保険料を免除申請又は納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたこと又は納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたこと又は納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年9月まで

私は、会社退職（昭和50年12月）後、国民年金には加入していなかったが、2年分は遡って国民年金保険料を納付できることは知っていたので、会社退職後の51年1月からの保険料納付が可能である52年12月にA市B出張所で国民年金の加入手続を行い、その手続の際に担当窓口で遡って2年分の保険料4万4,000円ぐらいを一括納付した。その後の保険料は、同市役所から送付されてきた納付書により、金融機関で納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月にA市B出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所窓口で遡って2年分の保険料4万4,000円ぐらいを一括納付したとしているところ、i) 申立人が主張するとおり、同年12月に加入手続をした場合、申立期間のうち51年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となるが、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、当該期間の保険料を同出張所担当窓口では納付することはできなかつたとみられること、ii) 申立期間のうち51年1月から52年12月までの保険料を一括納付した場合の保険料額は3万9,900円となり、申立人が納付したとする保険料額とは相違していることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿（台帳管理簿）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月9日にA市において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加

入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和53年度及び54年度の摘要欄にいずれも「納付書発送」のゴム印が押され、納付済みとされている申立期間直後の昭和53年10月から55年3月までの期間の保険料(5万5,980円)の納付日が前述の申立人の手帳記号番号払出時期直後となる56年1月23日と記載されており、A市が保管する国民年金被保険者記録を見ると、53年10月から55年12月までの27か月分の保険料(8万9,910円)の納付日が国民年金被保険者台帳に記載されている納付日と同一日であることが確認できることから、申立人が加入手続時に遡って保険料を納付したとする記憶は、この53年10月から55年12月までの期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、平成3年4月に日本に留学した際、国民年金の加入は義務だと聞き、妻と一緒にA市役所で国民年金に加入した。加入後しばらくは、定期的に送られてくる納付書によりコンビニエンスストア又は金融機関で夫婦の国民年金保険料を納付していたが、ある時期から夫婦とも保険料が免除されていたと思う。申立期間について、私が保険料を納付した記録や免除されていた記録は無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃にA市役所で妻と一緒に国民年金加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書によりコンビニエンスストア又は金融機関で夫婦の保険料を納付したとしているところ、申立人が国民年金に加入したとする同市及び4年6月に転居したとするB市では、申立期間当時、コンビニエンスストアで保険料を納付することはできなかったとしている上、申立人は、保険料の納付金額、納付周期及び納付時期は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、A市で国民年金保険料免除申請手続を行い、申立期間のうち一部の期間は国民年金保険料が免除されていたとしているところ、保険料の免除申請手続時期及び保険料が免除されていた期間については分からないとしている上、聴取の過程で免除されていた保険料は国民健康保険料であったかもしれないとしており、申立人が申立期間のうち一部の期間について行ったとする免除申請手続状況に係る記憶も曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民

年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時に居住していたA市及びB市では、市役所と社会保険事務所（当時）の記録管理は電子計算組織により一元管理されていたことから、これら記録に齟齬^{そご}は無く、申立人が申立期間において国民年金に加入していた事実を確認することはできない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料納付及び免除申請はできなかったものみられる。

加えて、申立人は、夫婦一緒に国民年金加入手続きを行い、申立期間における保険料納付及び免除申請手続きも一緒に行ったとしているところ、オンライン記録によると、妻の国民年金手帳記号番号は、周辺の20歳到達者の資格取得状況から平成6年5月から同年6月頃に払い出されたとみられ、これ以前に妻に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて妻の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に資格取得日を遡って3年4月22日（上陸許可年月日）とする事務処理が行われ、併せてそれまで第1号被保険者であったものを6年4月1日から第3号被保険者とする種別変更の事務処理も行われたものとみられる。このため、この加入手続き時期を基準とすると、妻も、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人及びその妻共に申立期間当時、保険料納付及び免除申請手続きを行うことはできなかったものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと及び免除されていたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

会社退職(昭和42年9月)後、妻が自宅に来たA市B区役所の職員に夫婦二人の国民年金の加入を勧められ、加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は3か月か4か月ごとに集金人に妻が夫婦二人分を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、申立期間の保険料は3か月か4か月ごとに集金人(国民年金推進員)に納付していた記憶はあるものの、A市B区役所の職員が加入勧奨に自宅に来たかどうかを含めて夫婦の加入手続時期及び場所については全く覚えていないとしている上、申立期間の保険料の納付金額も覚えていないとしていることから、妻の夫婦の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月27日に夫婦連番で払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した42年9月1日(平成3年6月7日に厚生年金保険被保険者期間と重複加入が判明したため、昭和42年9月1日から同年10月1日に訂正されている。)を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったもの

の、A市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、集金人（国民年金推進員）に過年度納付することはできなかったものとみられる上、妻も遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、オンライン記録及びA市の国民年金情報検索システムでは、いずれも申立人及びその妻共に申立期間は未納とされており、これら記録には齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2740 (事案 2177 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

平成22年4月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料は無いが、当初に申し立てたとおり、申立期間の国民年金保険料をA社会保険事務所(当時)で納付した。申立期間当時に同社会保険事務所では、国民年金の業務を取り扱っていなかったとしているが、その事務所は、保険料を受領した。昭和48年度の後期分が納付済みであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその父親は、申立人がB市C区に居住していた昭和48年9月に国民年金の加入手続を行い、その際に44年5月から48年3月までの保険料を特例納付するとともに、申立期間を含む49年3月までの保険料を現年度納付したとしている。しかし、i) 第1回特例納付は47年6月末で終了し、第2回特例納付が開始されたのは49年1月であることから、48年9月の時点では、特例納付は行われていないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻(50年1月)後の同年11月にD市で払い出されており、申立期間当時に、B市C区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらないこと、iii) 申立人の国民年金被保険者台帳によると、第2回特例納付(実施期間は49年1月から50年12月まで)により、44年5月から48年3月までの保険料が納付されたことが確認でき、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、時効により、申立期間の保険料を過年度納付することもできないこと、iv) A

社会保険事務所は57年5月までは厚生年金保険の業務は取り扱っていたが、国民年金の業務は取り扱っておらず、48年9月に同社会保険事務所で国民年金の加入手続及び特例納付を行ったとする申立人及びその父親の主張と矛盾することなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人及びその父親が主張する内容は、当初の申立内容と変わらず、昭和48年9月にA社会保険事務所で保険料を納付したと主張するのみであり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年4月まで

婚姻（昭和42年1月）後しばらくしてから、夫がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が集金人に納めていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和42年1月）後しばらくしてから、夫がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、申立人が集金人（国民年金推進員）に納付したとしているところ、申立人及びその夫共に申立期間に係る国民年金加入手続時期及び手続後交付される国民年金手帳の受領については覚えていないとしているほか、加入後の国民年金保険料を納付していたとする申立人は、集金人（国民年金推進員）に保険料を納付していたことは覚えていないとしているものの、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人及びその夫の申立期間に係る加入手続及び申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和47年3月8日にA市B区で払い出され、その資格取得日は同年5月1日とされている。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての国民年金加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年5月1日とみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容及び同市が保管する国民年金保険料検認状況一覧票の「得喪歴史」欄とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険

被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び6年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月
② 平成6年2月から同年4月まで

母親が、私の会社退職(平成10年1月)を契機に、A町役場で国民年金加入手続を行ってくれた。手続を行った際に、窓口職員から遡って納付できる申立期間①及び②の保険料があることを知り、その窓口で母親が、申立期間①及び②の保険料を一括納付した。申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が会社を退職した平成10年1月以降にA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、同町役場の窓口で申立期間①及び②の保険料を遡って一括納付したとしている。このことから、母親は申立人の申立期間①及び②の保険料を過年度納付したとする主張と思われるが、i) 母親は、申立期間①及び②の保険料の納付金額については覚えていないとしていること、ii) 同町では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、申立人の加入手続を行ったとする同年1月時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できないことから、母親の申立期間①及び②に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度導入(平成9年1月)後に行われたものとみられる。申立人は、母親が申立人が会社を退職した10年

1月以降にA町役場で国民年金の加入手続を行ったとしており、申立人の納付記録を見ると、同年1月から同年3月までの保険料が同年3月20日に納付されていることが確認できることから、申立人の初めての加入手続は同年1月から同年3月までの間に行われたものと推認できる。この申立人の加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した5年3月6日とし、その後申立人の厚生年金保険被保険者資格得喪に伴い、同年4月21日を資格喪失日、6年2月24日を資格取得日、同年5月6日を資格喪失日、10年1月17日を資格取得日とする事務処理が併せて同時に行われたものと考えられる。このため、申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月10日から同年9月1日まで
② 昭和30年9月1日から32年4月1日まで
③ 昭和32年3月9日から35年1月26日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間③の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年4月1日まで
② 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
③ 昭和24年4月1日から26年4月1日まで

私は、専門学校を卒業後、A社B支店に勤務し、同支店の支店長と共に、その後C社D支店及びE社でも一緒に勤務した。この3社における厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社B支店で一緒に勤務したとして名前を挙げた支店長及び責任者が、同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、同社から提出された人事記録台帳により、当該期間当時、両名が同社同支店に勤務していた旨記載されていることなどから判断して、勤務した期間は特定できないが、申立人は、同社同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該期間当時、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人がA社B支店で一緒に勤務したとして名前を挙げた7人のうち、同社本社で被保険者記録が認められる上記2人を除いて、ほかの5人については、当該期間に係る被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は、「申立人の人事記録台帳が無いので、申立人が当社に在籍していたか否か確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

申立期間②について、C社D支店の同僚は、「私は、C社D支店で昭和23年5月頃から24年3月頃まで勤務した。申立人も同時期に勤務していた。」と

証言していることから判断して、申立人が当該期間当時、同社同支店で勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該期間当時、C社D支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社は昭和25年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、C社本社は、当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚10人については、いずれも当該期間に係る同社本社における被保険者記録が確認できない。

申立期間③について、E社の同僚は、「私は、E社で昭和24年4月頃から26年2月頃まで勤務していた。申立人も同時期に勤務していた。」と証言している上、当該期間当時の同社の取引先の担当者も、「勤務期間は特定できないが、申立人がE社で勤務していたのは間違いない。」と証言していることから判断して、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該期間当時、E社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、E社は、昭和49年10月*日に解散しており、当該期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで

私は、申立期間にA社の社員寮に書記の手伝いとして勤務し、空襲で寮が焼失した後は研修所の食堂で勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社の人事記録の保管期限を過ぎており、人事記録が無いため、申立期間に申立人が勤務していたかどうかは不明である。また、申立期間当時、当社に寮や研修所があったのかどうか、そこに勤務する者が社員だったのかどうかも分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が勤務したとする社員寮については、申立期間当時の電話帳には、B市内に所在するA社の社員寮7箇所が記載されているが、申立人は、当該社員寮の名称を記憶しておらず、同市の資料によると、申立期間当時には、申立人が通勤手段として利用したと主張する市電の経路は開通していなかったことから、当該社員寮を特定できないとともに、申立人が勤務したとする研修所については、申立期間当時の電話帳に記載されておらず、申立人も所在地は覚えていないとしていることから、当該研修所を特定できない上、当該社員寮及び研修所が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の同僚二人のうち、社員寮で一緒に勤務したとする書記(上司)については、姓のみの記憶であるため同人を特定できず、同社本社でタイピストとして勤務していたとする同僚についても、オンライン記録に名前は見当たらない。

加えて、申立人は、「A社に正社員として勤務していたのかどうか、給与から厚生年金保険料が控除されていたのかどうかについて、明確な記憶は無い。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年 9 月まで
② 昭和61年10月から62年 9 月まで
③ 平成 3 年10月から 5 年 9 月まで
④ 平成10年10月から11年 9 月まで

年金記録を確認したところ、申立期間において、標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。給与明細書等は保管していないが、給与が下がった覚えは無いので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和39年 6 月の資格取得時の標準報酬月額が 2 万 6, 000 円であるにもかかわらず、その 4 か月後の同年 10 月に、標準報酬月額が 2 万 4, 000 円に減額されているが、給与が引き下げられた記憶が無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしいとして申し立てている。

しかし、A社は、当該期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の給与支給額及び保険料控除額については確認できないとしている上、当該期間当社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚に照会しても、厚生年金保険料の控除について証言を得られない。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、被保険者資格取得日から 4 か月後の昭和39年10月に定時決定により減額されている。当該決定は、通常では同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額をその月数で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められており、申立人の場合、A社における被保険者資格取得日が同年 6 月 5 日であることから、当該月の給与は 20 日未満のため算入されず、7 月の給与と 6 月分の各種手当等を加算した額で決定されたものと考えられるところ、申立人の各種手当等

が予定より少なければ、資格取得時の標準報酬月額（採用時の俸給に仮定の各種手当等を加算して決定したもの）より減額されても不自然とは言えない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額は、遡って訂正された形跡がうかがえない上、オンライン記録とも額が一致している。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、昭和60年10月から61年9月までは25等級（32万円）であったが、同年10月に24等級（30万円）に引き下げられ、更に、翌年10月に25等級（32万円）に引き上げられており、申立人は、61年10月の引下げについて納得できないとして申し立てている。

しかし、標準報酬月額の変更は、当該期間当時、毎年、5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額をその月数で除した額を標準報酬月額等級表に当てはめて決めることとされており、例えば、各種手当等の額が前年より少額となる場合には、標準報酬月額が引き下げられることもあるところ、申立人と同時期に標準報酬月額が引き下げられた同僚はいないものの、昭和59年10月、あるいは63年10月の定時決定において、それぞれ複数の同僚の標準報酬月額が引き下げられていることから、B社では、変動があった給与支給額に基づき通常どおり定時決定を行っていたことがうかがえる。

また、B社は、平成13年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者も病気を患っており照会できないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、B社において厚生年金保険被保険者であった同僚が保管している給料明細書（昭和62年2月、同年3月及び同年6月）によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる上、ほかの複数の同僚は、給料明細書を保管しておらず、厚生年金保険の取扱いについては分からないと証言している。

申立期間③について、申立人の標準報酬月額は、平成2年10月から3年9月までは23等級（34万円）であったが、同年10月に22等級（32万円）に引き下げられ、更に、5年10月に23等級（34万円）に引き上げられており、申立人は、3年10月の引下げについて納得できないとして申し立てている。

しかし、C社は、当該期間当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認することができないとして、標準報酬月額は上述したとおり、毎年10月に定時決定により変更されるため、給与支給額等の増減に伴い増額又は減額されることもあり得る。

また、当該期間当時、C社において厚生年金保険被保険者であった同僚が保管している給料支払明細書（平成3年10月から4年3月まで及び同年10月から5年7月まで）によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる上、ほかの複数の同僚は、

給料支払明細書を保管しておらず、厚生年金保険の取扱いについては分からないと証言している。

申立期間④について、申立人の標準報酬月額は、平成9年10月から10年9月までは22等級（36万円）であったが、同年10月に21等級（34万円）に引き下げられ、更に、翌年10月に22等級（36万円）に引き上げられており、申立人は、10年10月の引下げについて納得できないとして申し立てている。

また、C社から提出された賃金台帳により、当該期間のうち、平成10年10月から同年12月までの期間、11年4月、同年6月及び同年7月における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額（34万円）よりも高額（34万4,300円ないし38万3,900円）であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金台帳に記載されている保険料控除額（2万8,050円）に見合う標準報酬月額（32万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（34万円）を超えていないことが確認できる。

また、当該期間のうち、平成11年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年8月及び同年9月における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額（34万円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 47 年 3 月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を覚えていた当時のA事業所の複数の従業員が、いずれも申立人を記憶していることから、期間を特定できないものの、申立人が同事業所で働いていたことはうかがえる。

しかし、適用事業所台帳によれば、A事業所は、昭和 47 年 6 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それより前の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該複数の従業員のうち一人は、「申立人は、A事業所の従業員ではなく、下請業者として働いていた。」と証言していることから、申立人がA事業所と雇用契約のある者ではなかった可能性が考えられる。

さらに、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になった際に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の従業員が、「厚生年金保険に加入する前は、各々が国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該複数の従業員については、同事業所が適用事業所となる前の期間において同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない一方、証言どおり国民年金の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

昭和 63 年から A 社に勤務していた。平成 6 年頃に社会保険料の納付が遅れていたようで、社会保険事務所（当時）の担当者から「給与を下げたことにすれば社会保険料の納付額が少なくなり楽になる。」との指導があり、その届けを同社は社会保険事務所に提出した。どれぐらい下げられたか知らなかったが、申立期間は給与を毎月 44 万円もらっていた。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 6 年 11 月から 7 年 1 月まで、当初、申立人が主張する 44 万円と記録されていたところ、同年 1 月 31 日付けで、6 年 11 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、その後、10 年 2 月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の元事業主の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成 7 年 1 月 31 日付けで、6 年 11 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A 社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、「当時の A 社は経営状況が悪く、社会保険料を滞納していたと聞いている。」と証言している上、同社の元事務員が、「当時は、経営状況が思わしくなく、社会保険事務所への保険料納付も滞りがちだったため、同事務所からの指導により、給与額を引き下げた届出をしたと思う。」と証言している。

しかしながら、商業登記簿により、申立人は、当該期間において A 社の監査役であり、同社の役員二人（事業主と申立人）のうちの一人名であることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当社の経理等に関しては、申立人に一切を任せていた。」と証言している上、前述の社会保険労務士も、「A社は、申立人と事業主で運営していたが、事業主が現場人間であったことから、社会保険及び経理関係について事業主は関与せず、申立人に任せていたと思う。」と証言していることから、申立人が同社の社会保険事務及び経理関係の担当役員として、当該減額訂正処理に係る事業所の意思決定に一定の責任を有していたものと考えられる。

さらに、申立人は、自らがA社の給与計算や社会保険関係には携わっていない旨主張している一方で、「申立期間当時、会社の経営状況が悪く、社会保険料の納付も遅延していた。事業主と社会保険事務所の職員が社会保険料を引き下げる話をしているのを聞いて知っていた。」と証言しており、当該減額訂正処理について関知していた旨認めている。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立期間当時、A社の監査役という立場にあり、かつ、社内の社会保険及び経理に係る事務の執行に当たっていたと考えられる申立人が、自らの標準報酬月額に係る訂正処理に職務上関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5259

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月頃から同年11月頃まで

私は、申立期間について、失業保険も受けず、すぐ営業の仕事に就き、健康保険証をもらった記憶がある。年金記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の証言により、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社は昭和45年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、関連会社であるB社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係るA社での保険料控除について確認できない。

また、申立人と同じ営業職でA社に昭和39年頃から勤務したとしている同僚は、「勤務当初、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入していた。」と証言している上、オンライン記録により、同社における被保険者記録の確認できる申立人の同僚が、勤務していたと証言する複数の従業員についても、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年頃から 58 年 2 月 21 日まで
② 昭和 58 年 12 月 21 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、勤務時期は不確かだが、A社に3年から4年ほど勤務した。年金記録は10か月の加入期間しかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の妻（現在の事業主）及び同僚は、「申立人は、申立期間当時、A社に勤務時間が短いパート従業員として勤務していたが、勤務した正確な期間は特定できない。」旨証言している。

また、A社は、申立期間当時の資料は保管していないと回答しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、A社が加入している厚生年金基金の記録によると、申立人の資格取得日は昭和58年2月21日、資格喪失日は同年12月21日とされており、当該記録は、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録と一致する。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和58年2月21日と記録されていることが確認できる上、資格喪失後の59年2月27日に健康保険被保険者証が返却された記録が確認できる。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る記憶が曖昧である上、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から28年2月まで

私は高校卒業後、A社B支店に入社し、1年勤めた。年金記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚の証言及び同社から提出された申立期間に係る日々雇い入れられる者に対する賃金台帳の給与支給記録により、申立人が申立期間において、臨時工として同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかし、当該賃金台帳及び給料明細総括表によると、申立人は、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「私も申立人も臨時工だった。入社してしばらくは見習期間があった。私は社員登用試験を受け正社員になった時から厚生年金保険に加入している。」と証言しており、前述の賃金台帳に名前のある複数の同僚は、いずれも申立期間に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、日々雇い入れられる者（正社員になる前の臨時工）については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から33年8月まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真から判断して、期間は明らかでないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、A事業所における同僚及び厚生年金保険料の控除に関する記憶が無く、「A事業所から健康保険証をもらったり、使用したことは無い。」と証言している上、同事業所での勤務期間に係る記憶も曖昧である。

さらに、A事業所は既に廃業しており、当時の事業主及び従業員から証言も得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和31年4月1日に入社し、33年2月15日まで継続して勤務したのに、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の書類は保管しておらず、当時のことは何も分からない。」と回答している上、申立期間当時の取締役の1人は、「当時の事業主も、事務を担当していたその妻も既に亡くなっている。私は、直接事務に携わっていなかったため、詳しいことは分からない。」と証言していることから、申立人の同社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人と同じ昭和31年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚で、申立人と同じ同年3月に中学を卒業した年齢の者は申立人以外に7人いるところ、そのうち5人は、「私が入社したのは昭和31年4月1日である。」と証言している上、申立人と同年齢で同年10月1日の資格取得となっている同僚は、「私は、昭和31年4月下旬か5月上旬にA社に入社した。試用期間が3か月程度あり、その後正社員になったと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人の資格取得日は、昭和31年9月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における

健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は、申立期間当時のことを全く覚えておらず、残る1人は連絡先不明のため証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から29年3月1日まで
② 昭和30年4月1日から32年2月まで

昭和29年3月1日から30年4月1日までの13か月間について、A事業所に係る厚生年金保険の記録はあるが、勤務していた期間は、もっと長く、28年4月から29年3月1日までの11か月間、及び30年4月1日から32年2月までの22か月間、合計33か月間の年金記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A事業所は、「申立人に係る資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明ではあるが、申立期間当時、臨時職員は、日雇労働者として勤務する1年間の試用期間があり、その間は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が姓名を記憶している同僚（1人）については、A事業所、B互助会及びC共済組合において勤務又は加入記録が確認できず、申立人が姓のみを記憶している同僚（1人）については、A事業所において同姓の者の勤務は確認できたものの、連絡先が明らかでない。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日が申立人と同じ同僚は、「私は、昭和28年4月1日から32年3月31日まで勤務した。」と証言しており、当時のA事業所における職員の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は、必ずしも一致していない状況がうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の被保険者記号番号は、申立人と同日付けで資格取得している同僚80人と連番で昭

和 29 年 4 月 7 日に払い出されている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、いずれも資格取得日が同年 3 月 1 日、資格喪失日が 30 年 4 月 1 日とされており、オンライン記録の資格取得日及び喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から同年秋頃まで

A社には高校から紹介されて正社員として入社した。同社が経営する店の2階の寮に同僚と一緒に住んでおり、二つの店に交替で勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が、「申立人は申立期間当時、当社に勤務していた。」と回答していること、申立人から提出された申立人の戸籍の附票に当時の住所が同社の当時の事業主の母方と記載されていること、及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 56 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みで確認できないが、当社は当時、小規模小売店のため、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、複数の同僚が、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入しておらず、昭和 56 年 8 月から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されるようになった。それ以前は給与から保険料を控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月から 15 年 8 月まで

A社に昭和 33 年 2 月 8 日に入社し、平成 6 年 4 月からは歩合外務員として勤務していたが、申立期間に係る報酬計算が誤っていたため、標準報酬月額が低くなっていた。退職後、同社に問い合わせたところ、当該処理が誤りであったことが認められ、日本年金機構において訂正を行ってもらった。当該記録を年金額計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、同社は、申立期間当時の届出に誤りがあるとして、年金事務所に対し訂正の届出を行い、平成 22 年 9 月 8 日付けで、47 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該訂正後の標準報酬月額は、保険給付には反映されない記録とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているところ、A社は、「申立期間に係る報酬計算を誤り、当時、標準報酬月額を 41 万円と届け出ていたため、厚生年金保険料も 41 万円を基に計算し控除していた。」と回答している。

また、A社から提出された外務員報酬計算表によると、申立人は、申立期間において当該訂正前の標準報酬月額(41 万円)に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 22 日から同年 3 月 31 日まで
② 昭和 21 年 3 月 31 日から 23 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 23 年 11 月 1 日から 24 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 1 月 22 日に A 事業所に入社したが、2 か月後の同年 3 月 31 日に B 事業所への異動を命じられた。その後、23 年 11 月 1 日に再び同事業所から A 事業所に戻って退職まで勤務した。ところが厚生年金保険の記録は、同事業所での資格取得日が 24 年 2 月 1 日になっており、それ以前の B 事業所を含めた全ての期間が抜け落ちている。

申立期間に A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人から提出された申立期間当時の履歴書、及び A 事業所における複数の同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日に 2 か月から 7 か月の開きがある。」と証言していることから、申立期間当時、A 事業所では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人の資格取得日は、昭和 24 年 2 月 1 日と記録されており、オンライン記録の A 事業所における資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A 事業所は、申立期間当時の勤務実態や保険料控除を確認できる人事記録等の関連資料は残っていない旨回答している。

申立期間②について、C事業所の履歴照会回答書及び申立人が保管する辞令により、申立人が、当該期間においてB事業所（後に、D事業所に合併。）に勤務していたことが認められる。

しかし、B事業所が申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と共にB事業所に勤務していた同僚についても、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、C事業所は、「申立人は、申立期間に雇傭人の身分で県に採用され、国の機関となったD事業所においても同様に雇傭人の身分だった。」としているところ、国及び県の事業所に勤務する雇傭人については、申立期間当時、恩給法の適用が無かった上、共済制度への加入も旧国家公務員共済組合法に基づき昭和24年10月1日以降の適用である。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5268

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月頃から42年10月頃まで

私は、昭和40年11月頃から42年10月頃までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻から提出された申立人の源泉徴収簿及びA社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと認められる。

しかし、当該源泉徴収簿によると、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主の妻は、「申立人の厚生年金保険の手続は、行っていない。」と証言しているとともに、A社の顧問税理士は、「申立人は、アルバイトであり、A社ではアルバイトについては、厚生年金保険に入れていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 3 月から 5 年 5 月まで
② 平成 9 年 10 月から 13 年 8 月まで

申立期間①について、私は、A社で勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と比べて少ない。当時は役員だったので一定額の役員報酬をもらっていた。給与明細書は無いが、調査をして記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、A社のグループ会社のB社で役員だった。平成9年10月から標準報酬月額が下がっているが、給与が下がったことは無く、67万円はもらっていたので、給与明細書は無いが、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、並びに申立期間②のうち、平成9年10月から10年9月までの期間及び11年10月から13年8月までの期間については、A社は、「給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除及び給与支払額については不明。」と回答している。

また、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚役員に照会したが、いずれも当時の給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保管していない上、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

申立期間②のうち、平成10年10月から11年5月までの期間については、A社から提出された給与支給状況表によると、申立人にオンライン記録の標準報酬月額(38万円)とおおむね符合する給与(39万3,450円)が支給されていることが確認できる。

申立期間②のうち、平成11年6月から同年9月までの期間については、上記

の給与支給状況表により、申立人にオンライン記録の標準報酬月額より高額
の給与が支給されていることが認められるものの、厚生年金保険料の控除に係
る記載は確認できないことから、申立人は、当該期間に係る給与から厚生年
金保険料を控除されていないことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬
月額が遡って訂正された形跡は確認できない上、同僚役員の記録に比べて申
立人の記録のみが不自然なほど低額である等の事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基
づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見
当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生
年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から6年9月1日まで

私の標準報酬月額の記録は昭和62年4月から平成元年3月まで30万円であるが、申立期間は9万8,000円に下がっている。

しかし、実際の給与は退職するまで30万円であったので、記録は誤っている。調査の上、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の当時の事業主は、私の元の夫であり、申立期間について給与明細書などの関係資料は無いが、毎月30万円の給与を受け取っていた。厚生年金保険料も申立期間の前と同額を控除されていた。」と主張している。

しかし、A社の元事業主は、「申立期間の申立人の給与は、30万円を支給していたが、社会保険事務所（当時）には、標準報酬月額を9万8,000円として届け出て、申立人の給与から標準報酬月額9万8,000円に相当する厚生年金保険料を控除していた。A社は既に解散しており、資料は無いが、社会保険の事務手続及び給与計算は自分が行っていた。」と回答している。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年 7 月 1 日から同年10月 1 日まで

私は、高等学校（定時制）に通学中、公共職業安定所の紹介でA社に入社した。同社が実際に存在したことは商業登記簿で確認したので間違いない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者記録のある同僚を記憶しており、当該同僚の親族が記憶している同社の業務内容と、申立人が記憶している同社の業務内容が一致していることから判断して、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社は、申立期間後の昭和27年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の商業登記簿に記載されている所在地には、既に同社は無く、事業主及び役員 4 人の所在も不明である上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚 7 人のうち 3 人は既に他界し、4 人は所在が不明のため、申立期間に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月17日から37年10月1日まで
② 昭和38年1月28日から45年9月1日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、同請求書にA社発行の昭和45年分退職所得の源泉徴収票が添付されているほか、同請求書に記載された住所の後方に、申立人及び近親者しか知り得ないと考えられる当時申立人が同居していたと主張する結婚後の姉の姓が「B方」と記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 26 日から 38 年 8 月 6 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで

私は、A社退職後の昭和 44 年に脱退手当金を受給した。社会保険事務所（当時）から、41 年にB社及びC社での脱退手当金も受給したことになる」と知らされたが、その分は受給していないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 3 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から38年12月10日まで
年金記録を見て脱退手当金のことを知った。A社を退職するとき、退職金をもらっていないし、脱退手当金の話も無かった。
脱退手当金の受給記録を取り消して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月15日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。